

高等学校教諭免許状 別表第4

【基礎資格】

- 専修免許状 高等学校教諭専修免許状を有する
- 一種免許状 高等学校教諭専修免許状又は一種免許状を有する

【必要単位】

必要単位数を満たしていること

		左項の各科目に含めることが必要な事項	備考	一種免許状	専修免許状	修得単位	
最 低 修 得 単 位 数	教科に関する専門的事項に関する科目	<p>それぞれ定める教科に関する専門的科目についてそれぞれ1単位以上修得</p> <p>イ 【国語】 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学</p> <p>ロ 【地理歴史】 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌</p> <p>ハ 【公民】 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」</p> <p>ニ 【数学】 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ</p> <p>ホ 【理科】 物理学、化学、生物学、地学、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験</p> <p>ヘ 【音楽】 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）</p> <p>ト 【美術】 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）</p> <p>チ 【工芸】 図法・製図、デザイン、工芸施策（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）</p> <p>リ 【書道】 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」</p> <p>ヌ 【保健体育】 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」、運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</p> <p>ル 【保健】 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</p> <p>ヲ 【看護】 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習</p> <p>ワ 【家庭】 家庭経営学（家族関係学及び家庭経営学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学</p> <p>カ 【情報】 情報社会（職業に関する内容を含む。）、情報倫理、コンピュータ、情報処理、情報システム、情報通信ネットワーク、マルチメディア表現・マルチメディア技術</p> <p>コ 【農業】 農業の関係科目、職業指導</p> <p>ク 【工業】 工業の関係科目、職業指導</p> <p>ケ 【商業】 商業の関係科目、職業指導</p> <p>コ 【水産】 水産の関係科目、職業指導</p> <p>ソ 【福祉】 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解</p> <p>ネ 【商船】 商船の関係科目、職業指導</p> <p>ナ 【職業指導】 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理</p> <p>ラ 【英語】 英語学、英文学、英語コミュニケーション、異文化理解</p> <p>ム 【宗教】 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」</p>	<p>1 大学が独自に設定する科目は大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得する</p> <p>4 取得しようとする当該教科の免許状の下位免許状を有する場合、単位数を差し引くことができる(専修)</p> <p>【施行規則第5条】</p> <p>1 それぞれ1単位以上修得</p> <p>2 一般的包括的な内容を含むものでなければならない</p> <p>3 英語以外の外国語の単位の修得方法は英語の場合の例による</p> <p>4 「」に示された事項は当該事項の1以上にわたって行う。ただし、「農業、工業、商業、水産」（水産は商船で替えられる）の場合、2以上の教科でそれぞれ2単位以上を修得</p> <p>【施行規則第15条】</p> <p>3 大学が独自に設定する科目は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について修得する</p>	20	20		
		各教科の指導法に関する科目		<p>【施行規則第15条】</p> <p>2 各教科ごとに修得</p>	4	4	
		大学が独自に設定する科目				24	
最低単位数				24	48		